

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案参照条文目次

一	国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）	1
二	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）	4
三	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	6
四	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）	16
五	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）	16
六	国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）	19
七	国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第三百三十四号）	21
八	労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（抄）	26
九	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）	26
十	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	27
十一	船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）	28
十二	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	28
十三	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）	30
十四	物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）（抄）	30
十五	国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）	31
十六	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	31
十七	国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）（抄）	32
十八	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（抄）	32
十九	退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）（抄）	33
二十	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	34
二十一	国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二十八号）（抄）	35
二十二	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）（抄）	35
二十三	国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）（抄）	36
二十四	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）	36
二十五	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	36

二十六	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）	37
二十七	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（抄）	37
二十八	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）	38
二十九	国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）（抄）	38
三十	国の庁舎等の使用調整に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）（抄）	39
三十一	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）	39
三十二	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）	41
三十三	地方公務員の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）（抄）	41
三十四	行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）	42
三十五	自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）（抄）	42
三十六	国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第八十八号）（抄）	43
三十七	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（抄）	43
三十八	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）	45
三十九	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）	48
四十	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）	49
四十一	林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）（抄）	49
四十二	木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（抄）	49
四十三	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）	49
四十四	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（抄）	50
四十五	行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）	50
四十六	独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）	50
四十七	国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）（抄）	51
四十八	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）（抄）	52
四十九	社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）（抄）	52
五十	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）	52
五十一	判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）（抄）	53
五十二	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（抄）	53
五十三	国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）（抄）	53
五十四	国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（抄）	53
五十五	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（抄）	55

五十六	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）（抄）	．．．．．	56
五十七	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	．．．．．	57
五十八	国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	．．．．．	63
五十九	国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	．．．．．	65
六十	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）	．．．．．	67
六十一	厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）	．．．．．	67
六十二	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）	．．．．．	67

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案参照条文

○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国有林野」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国の所有に属する森林原野であつて、国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定し、国有財産法第三条第二項第四号の企業用財産となつてゐるもの
- 二 国の所有に属する森林原野であつて、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法第三条第三項の普通財産となつてゐるもの（同法第四条第二項の所管換又は同条第三項の所属替をされたものを除く。）

（管理経営基本計画）

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画（以下「管理経営基本計画」という。）を定めなければならない。

2 管理経営基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国有林野の管理経営に関する基本方針
- 二 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項
- 三 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項
- 四 国有林野の活用に関する基本的な事項
- 五 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項
- 六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3 管理経営基本計画は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

（管理経営基本計画の案の縦覧等）

第五条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の要旨を付して、林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、第二項の

規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

(地域管理経営計画)

第六条 森林管理局長は、管理経営基本計画に即して、森林法第七条の二第一項の森林計画区別に、その管理経営する国有林野で当該森林計画区に係るものにつき、五年ごとに、当該森林計画区に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、五年を一期とする国有林野の管理経営に関する計画（以下「地域管理経営計画」という。）を定めなければならない。

2 地域管理経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする国有林野の管理経営に関する基本的な事項
- 二 巡視、森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止その他国有林野の維持及び保存に関する事項
- 三 木材の安定的な取引関係の確立その他林産物の供給に関する事項
- 四 地域における産業の振興又は住民の福祉の向上その他国有林野の活用に関する事項
- 五 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における森林及び公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針
- 六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3 地域管理経営計画は、森林法第七条の二第一項の規定によりたてられた森林計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 前条の規定は、地域管理経営計画の策定及び変更について準用する。この場合において、同条中「農林水産大臣」とあるのは「森林管理局長」と、同条第三項中「林政審議会」とあるのは「関係都道府県知事、関係市町村長及び次条第二項各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者」と読み替えるものとする。

(国有林野の貸付、売却等)

第七条 第二条第一号の国有林野は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、契約により、貸し付け、又は貸付以外の方法により使用（収益を含む。以下同じ。）させることができる。

- 一 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。
- 二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法令により他人の土地を使用することができる事業の用に供するとき。
- 三 第六条の二第一項の計画に従つて整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するとき。
- 四 放牧又は採草の用に供するとき。
- 五 その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は使用させる面積が五ヘクタールを超えないとき。

2 (略)

第八条 第二条第二号の国有林野を売り払い、貸し付け、又は使用させようとする場合において、左に掲げる者からその買受、借受又は使用の申請があつたときは、これを他に優先させなければならない。

- 一 当該林野を公用、公共用又は公益事業の用に供する者
- 二 当該林野を基本財産に充てる地方公共団体
- 三 当該林野に特別の縁故がある者で農林水産省令で定めるもの

四 当該林野をその所在する地方の農山漁村の産業の用に供する者

(分収造林契約の締結)

第九条 農林水産大臣は、国有林野について、契約により、国以外の者に造林させ、その収益を国及び造林者が分収するものとするができる。

(分収造林契約の内容)

第十条 前条の契約（以下「分収造林契約」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 分収造林契約の目的たる国有林野（以下この章において「分収林」という。）の所在及び面積

二 当該契約の存続期間

三 植栽（人工下種を含む。以下同じ。）すべき樹種及び本数

四 植栽の期間及び方法

五 保育の方法

六 伐採の時期及び方法

七 収益分収の割合

八 その他必要な事項

(分収造林契約の存続期間)

第十二条 分収造林契約の存続期間は、八十年を超えることができない。

2 分収造林契約は、更新することができる。

(分収造林契約の解除)

第十七条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、国又は公共団体において分収林を公用、公共用又は国の企業若しくは公益事業の用に供する必要を生じたときは、分収造林契約を解除することができる。

4・5 (略)

(分収育林契約の締結)

第十七条の二 農林水産大臣は、国有林野について、契約により、一定の土地に生育している樹木を国以外の者との共有とし、その者の持分の対価並びに当該樹木について国が行う保育及び管理（以下「育林」という。）に要する費用の一部をその者に支払わせ、育林による収益を国及びその者（以下「費用負担者」という。）が分収するものとするができる。

(分収育林契約の内容)

第十七条の三 前条の契約（以下「分収育林契約」という。）においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 分収育林契約の目的たる国有林野（以下この章において「分収林」という。）の所在及び面積並びに当該契約の目的たる樹木（以下この章において「分収木」という。）の樹種別及び樹齢別の本数

二 当該契約の存続期間

三 分収木に係る費用負担者の持分の割合

四 費用負担者が支払うべき額

五 育林の方法

六 伐採の時期及び方法

七 その他必要な事項

(分収育林契約の存続期間)

第十七条の五 分収育林契約の存続期間は、六十年を超えることができない。

2 分収育林契約は、更新することができる。

(共用林野の設定)

第十八条 農林水産大臣は、国有林野の経営と当該国有林野の所在する地方の市町村の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が当該国有林野を左に掲げる用途に共同して使用する権利を取得させることができる。

一 自家用薪炭の原料に用いる枝又は落枝の採取

二 自家用の肥料若しくは飼料又はこれらの原料に用いる落葉又は草の採取

三 自家用薪炭の原木の採取

四 農林水産省令で定める林産物の採取

五 耕作に附随して飼養する家畜の放牧

254 (略)

○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 森林計画等（第四条―第十条の四）

第二章の二 営林の助長及び監督

第一節 市町村等による森林の整備の推進（第十条の五―第十条の十二）

第二節 森林整備協定の締結の促進（第十条の十三・第十条の十四）

第三節 森林経営計画（第十一条―第二十条）

第四節 補則（第二十一条―第二十四条）

第三章 保安施設

第一節 保安林（第二十五条―第四十条）

第二節 保安施設地区（第四十一条―第四十八条）

第四章 土地の使用（第四十九条―第六十七条）

第五章 都道府県森林審議会（第六十八条―第七十三条）

第六章 削除

第七章 雑則（第八十七条―第九十六条の二）

第八章 罰則（第九十七条―第二百十四条）

附則

（国有林の地域別の森林計画）

第七条の二 森林管理局長は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その管理経営する国有林で当該森林計画区に係るもの（その自然的・経済的・社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる国有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする森林計画をたてなければならない。

2 前項の森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第五条第二項第一号から第四号の二まで、第五号及び第五号の三から第七号までに掲げる事項

二 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

三 森林施業の合理化に関する事項

四 その他必要な事項

3 6 （略）

第二章の二 営林の助長及び監督

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第十条の二第二項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三 第十条の十一の四第一項（第十条の十一の六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の裁定（第十条の十一の二第二項第一号の契約の締結に関するものを除く。）に基づいて伐採をする場合

四 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合

五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

六 第八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合

七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるものの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものに付き伐採する場合

八 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものに付き伐採する場合

九 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

十 除伐する場合

十一 その他農林水産省令で定める場合

2 前項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならぬ。

第二十六条の二（略）

2・3（略）

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする場合において、当該解除をしようとする保安林が次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林で、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする面積が政令で定める規模以上であるもの

二 その全部又は一部が第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第四項に規定する地すべり防止工事若しくは同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある保安林（指定）

第四十一条（略）

2（略）

3 農林水産大臣は、第一項の事業（以下「保安施設事業」という。）を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

4（略）

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条・第二条）

第二節 予算（第三条―第七条）

第三節 決算（第八条―第十条）

第四節 余裕金等の預託（第十一条・第十二条）

第五節 借入金等（第十三条―第十七条）

第六節 繰越し（第十八条）

第七節 財務情報の開示（第十九条・第二十条）

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計（第二十一条―第二十七条）

第二節 地震再保険特別会計（第二十八条―第三十七条）

第三節 国債整理基金特別会計（第三十八条―第四十九条）

第四節 財政投融资特別会計（第五十条―第七十条）

第五節 外国為替資金特別会計（第七十一条―第八十四条）

第六節 エネルギー対策特別会計（第八十五条―第九十五条）

第七節 労働保険特別会計（第九十六条―第一百七条）

第八節 年金特別会計（第一百八条―第二百二十三条）

第九節 食料安定供給特別会計（第二百二十四条―第三百七条）

第十節 農業共済再保険特別会計（第三百三十八条―第四百九条）

第十一節 森林保険特別会計（第五百五十条―第五百七条）

第十二節 国有林野事業特別会計（第五百五十八条―第七十一条）

第十三節 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（第七十二条―第八十一条）

第十四節 貿易再保険特別会計（第八十二条―第九十二条）

第十五節 特許特別会計（第九十三条―第九十七条）

第十六節 社会資本整備事業特別会計（第九十八条―第二百九条）

第十七節 自動車安全特別会計（第二百十条―第二百十一条）

第十八節 東日本大震災復興特別会計（第二百二十二条―第二百三十三条）

第三章 雑則（第二百三十四条）

附則
（設置）
第二条 次に掲げる特別会計を設置する。

- 一 交付税及び譲与税配付金特別会計
- 二 地震再保険特別会計
- 三 国債整理基金特別会計
- 四 財政投融资特別会計
- 五 外国為替資金特別会計
- 六 エネルギー対策特別会計
- 七 労働保険特別会計
- 八 年金特別会計
- 九 食料安定供給特別会計
- 十 農業共済再保険特別会計
- 十一 森林保険特別会計
- 十二 国有林野事業特別会計
- 十三 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計
- 十四 貿易再保険特別会計
- 十五 特許特別会計
- 十六 社会資本整備事業特別会計
- 十七 自動車安全特別会計
- 十八 東日本大震災復興特別会計

2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次章に定めるとおりとする。

(一般会計からの繰入れ)

第六条 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費（以下「一般会計からの繰入対象経費」という。）が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。

(借入金)

第十三条 各特別会計においては、借入金の対象となるべき経費（以下「借入金対象経費」という。）が次章に定められている場合において、借入金対象経費を支弁する必要があるときに限り、当該特別会計の負担において、借入金をすることができる。

2 (略)

(一時借入金等)

第十五条 各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、当該特別会計の負担において、一時借入金をし、融通証券を発行し、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。ただし、融通証券の発行は、次章に当該発行をすることができる旨の定めがある場合に限り、行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により、一時借入金をし、又は融通証券を発行している場合においては、国庫余裕金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができる。

4 第一項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金並びに前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還し、又は返還しなければならない。

5 第一項の規定によるほか、各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、次章に当該特別会計の積立金又は資金に属する現金その他の現金を繰り替えて使用することができる旨の定めがあるときに限り、当該現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、所管大臣は、あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。

6 前項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

（国債整理基金特別会計への繰入れ）

第十七条 各特別会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、当該特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

第十二節 国有林野事業特別会計

（目的）

第百五十八条 国有林野事業特別会計は、国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発達に資するため、国有林野事業等に関する経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野（以下この節において「国有林野」という。）の管理経営の事業及びその附帯業務をいう。

3 第一項の「国有林野事業等」とは、国有林野事業及び次に掲げるものをいう。

一 治山事業で国が施行するもの（以下この節において「直轄治山事業」という。）

二 次項各号に掲げる事業に係る第五項各号に掲げる事業で国が施行するものの管理

4 この節において「治山事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業

二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に關して同法第三条若しくは第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、治山事業に含まれないものとする。

一 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業

二 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号

の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの
(管理)

第百五十九条 国有林野事業特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(資本)

第百六十条 国有林野事業特別会計においては、附則第六十六条第八号の規定による国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の廃止の際における同法に基づく国有林野事業特別会計に属する土地、森林、原野、建物、工作物、機械その他の設備、貯蔵物品等の資産及び将来国有林野事業特別会計に所属する資産の金額をもつて資本とする。

(経理原則)

第百六十一条 国有林野事業特別会計の経理は、現金の収納又は支払の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行う。

(歳入及び歳出)

第百六十二条 国有林野事業特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国有林野の産物及び製品その他この会計に属する物品の処分による収入

ロ 国有林野その他この会計に属する国有財産の管理又は処分による収入

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ホ 直轄治山事業に係る地方公共団体の負担金

ヘ 第百七十一条の規定に基づき受託した業務による収入

ト 借入金

チ 第百六十九条第二項の規定による一時借入金の借換え及び融通証券の発行による収入金

リ 附属雑収入

二 歳出

イ 国有林野の管理経営に関する経費

ロ 直轄治山事業に関する経費

ハ 第百五十八条第三項第二号の事業に関する事務取扱費

ニ 第百七十一条の規定に基づき受託した業務に関する経費

ホ 借入金の償還金及び利子

ヘ 一時借入金及び融通証券の利子

ト 第百六十九条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の償還金及び利子

チ 融通証券の発行及び償還に関する諸費

リ 附属諸費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第百六十三条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、国有林野事業特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書
 - 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
 - 三 前々年度の財産目録
 - 四 前々年度の直轄治山事業に係る事業実績表
 - 五 前年度及び当該年度の直轄治山事業に係る事業計画表
- (一般会計からの繰入対象経費)

第百六十四条 国有林野事業特別会計における一般会計からの繰入対象 経費は、次に掲げる経費とする。

- 一 国有林野のうち森林法第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林(次号において「公益林」という。)における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費
 - 二 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費
 - 三 森林法第七条の二第一項の規定に基づく森林計画の作成に要する経費
 - 四 国有林野を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費
 - 五 国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるもの
 - 六 直轄治山事業に関する費用で国庫が負担するもの及び第百五十八条第三項第二号の事業に関する事務取扱費
- (利益及び損失の処理)

第百六十五条 国有林野事業特別会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合には、次項ただし書の規定により繰り越した損失をその利益の額をもって補足し、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、利益積立金及び特別積立金として積み立てるものとする。

2 国有林野事業特別会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じた場合には、利益積立金の額からその損失の額に相当する額を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が利益積立金の額を超過するときはその超過額を、利益積立金がないときはその損失の額を、それぞれ翌年度に繰り越して整理するものとする。

3 国有林野事業特別会計における前年度からの持越現金のうち歳出の財源に充てることができる金額(前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てべき金額を除く。)から次条第一項の規定により特別積立金引当資金に組み入れられる金額を控除した金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(特別積立金引当資金)

第百六十六条 国有林野事業特別会計において、毎会計年度、前年度からの持越現金(特別積立金引当資金に属するものを除く。)のうち歳出の財源に充

てることができる金額（前年度から繰り越された歳出予算の財源に充てるべき金額を除く。）がある場合には、当該金額のうち、特別積立金の残高に相当する金額から特別積立金引当資金の残高に相当する金額を控除した金額に達するまでの金額を、当該年度末までに、特別積立金引当資金に組み入れるものとする。

2 特別積立金引当資金は、国有林野事業特別会計から一般会計に繰り入れる場合に限り、予算で定めるところにより、使用することができる。

3 前項の規定により特別積立金引当資金を使用した場合には、特別積立金の額からその使用した額に相当する額を減額して整理するものとする。
（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第百六十七条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、国有林野事業特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該年度の貸借対照表及び損益計算書

二 当該年度の財産目録

三 当該年度の直轄治山事業に係る事業実績表

（借入金対象経費）

第百六十八条 国有林野事業特別会計における借入金対象経費は、国有林野事業に係る事業施設費とする。

（融通証券等）

第百六十九条 国有林野事業特別会計においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五条第四項の規定にかかわらず、国有林野事業特別会計において、歳入不足のために一時借入金又は融通証券を償還することができる場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換え又は融通証券の発行をすることができる。この場合における第十七条の規定の適用については、同条中「借入金」とあるのは、「借入金、第百六十九条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の」とする。

3 前項の規定により借り換えた一時借入金又は発行した融通証券は、その借換え又は発行をしたときから一年内に償還しなければならない。

4 国有林野事業特別会計においては、特別積立金引当資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

（繰越し）

第百七十条 国有林野事業特別会計において、支払義務の生じた歳出金で当該年度内に支出済みとならなかったものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

（森林の管理経営等の受託）

第百七十一条 国有林野事業及び直轄治山事業の運営に妨げのない限り、国有林野事業特別会計の負担において、一般の委託により、森林の管理経営、木材の加工若しくは林業に関する機械施設の工作又は林業に関する試験、検査及び調査をすることができる。

（目的）

第百九十八条 （略）

2 この節において「治水事業」とは、次に掲げる事業で国が施行するものをいう。ただし、治水関係災害復旧事業関係事業（公共土木施設災害復旧事業

費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下この節において「災害復旧事業」という。）並びに災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの及び地震による地盤の変動のために必要を生じた河川に関する政令で定める事業をいう。以下この節において同じ。）を除く。

一 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川（同法第百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第四号に該当するもの及び独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十二条第一項第一号若しくは第二号イ又は附則第四条第一項に規定する業務に該当するもの（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。以下この節において「水資源開発等事業」という。）を除く。）

二 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法第五十一条第一項第一号若しくは第三号ロに規定する地すべり地域又はばた山崩壊防止区域に關して同法第三条若しくは第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事に関する事業

四 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百七条第六項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する多目的ダムの建設工事（以下この節において「多目的ダム建設工事」という。）に関する事業

3 7 （略）

（目的）

第二百二十二条 （略）

2 この節において「復興事業」とは、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策（第二百二十七条において「復興施策」という。）に係る事業をいう。

（歳入及び歳出）

第二百二十四条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 復興特別所得税及び復興特別法人税の収入

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「復興財源確保法」という。）第六十九条第四項の規定により発行する公債の発行収入金

ニ 一時借入金の借換えによる収入金

ホ 砂防法第十四条第二項、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第一項、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項若しくは第二項、港湾法第五十二条第二項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第五条、森林法第四十六条第一項、道路法第五十条第二項、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十二条の三第一項若しくは第二項、海岸法第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条第一項から第三項まで、河川法第六十条第一項、第六十六条若しくは第七十条の二第一項、独立行政

法人水資源機構法第二十二條第三項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三條第五項、第四條第三項、第五條第二項、第六條第五項、第七條第五項、第八條第三項、第十條第五項若しくは第十一條第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五條第一項又は東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十六條第八項の規定による負担金で復興事業に係るもの

へ 附属雑収入

二 歳出

イ 復興事業に要する費用

ロ 各特別会計への繰入金

ハ 復興債（復興財源確保法第七十條に規定する復興債をいい、当該復興債に係る借換国債（第四十六條第一項又は第四十七條の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。第二百二十九條第二項において同じ。）を含む。二及び同項において同じ。）の償還金及び利子

ニ 復興債の発行及び償還に関する諸費

ホ 一時借入金の利子

ヘ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ト 事務取扱費

チ 附属諸費

附 則

（国有林野事業特別会計における借入金の特例）

第四十二條 当分の間、第十三條の規定にかかわらず、国有林野事業特別会計においては、事業施設費以外の国有林野事業（第五百五十八條第二項に規定する国有林野事業をいう。附則第四十五條において同じ。）に係る事業費を支弁するために必要がある場合には、同会計の負担において、借入金をすることができるとができる。

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の限度額は、予算をもって、国会の議決を経なければならない。ただし、当該限度額は、国有林野事業特別会計の資産に属する製品の当該年度末現在における在庫見込額から前年度末現在における在庫額を控除して得た金額を超えてはならない。

（国有林野事業特別会計における特別積立金引当資金の使用に関する特例）

第四十三條 当分の間、第六十六條第二項の規定にかかわらず、特別 積立金引当資金の使用については、次に定めるところによる。

一 特別積立金引当資金は、独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第八條第一項に規定する業務（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）第十一條第一項第六号の事業に係るものに限る。）の財源に充てるものとして国有林野事業特別会計から独立行政法人森林総合研究所に出資する場合に、予算で定めるところにより、使用することができる。

二 特別積立金引当資金は、前号に定める使用を妨げない範囲内において、林業の振興のために必要な経費その他の経費の財源に充てるものとして国有林野事業特別会計から一般会計に繰り入れる場合に、予算で定めるところにより、使用することができる。

2 前項第一号の規定により特別積立金引当資金を使用した場合には、その使用した額に相当する額を特別積立金から利益積立金に組み替えて整理するものとし、同項第二号の規定により特別積立金引当資金を使用した場合には、その整理については、第百六十六条第三項の規定を準用する。

(国有林野事業特別会計の歳入及び歳出の特例)

第四十四条 第百六十二条の規定によるほか、独立行政法人森林総合研究所法第十二条第三項の規定による納付金のうち国有林野事業特別会計に帰属するものは同会計の歳入とし、前条第一項第一号に規定する独立行政法人森林総合研究所に対する出資金は同会計の歳出とする。

(国有林野事業特別会計における公有林野等官行造林法の規定に基づき締結された契約)

第四十五条 公有林野等官行造林法を廃止する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の施行前に公有林野等官行造林法(大正九年法律第七号)の規定に基づき締結された契約に係る事業は、国有林野事業とみなす。

(暫定的に設置する特別会計)

第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日(第十三号にあつては、同号に定める日)までの期間に限り、設置する。

- 一 財政融資資金特別会計 平成十九年度
- 二 産業投資特別会計 平成十九年度
- 三 都市開発資金融通特別会計 平成十九年度
- 四 治水特別会計 平成十九年度
- 五 道路整備特別会計 平成十九年度
- 六 港湾整備特別会計 平成十九年度
- 七 空港整備特別会計 平成十九年度
- 八 自動車損害賠償保障事業特別会計 平成十九年度
- 九 自動車検査登録特別会計 平成十九年度
- 十 国営土地改良事業特別会計 平成十九年度
- 十一 特定国有財産整備特別会計 平成二十一年度
- 十二 国立高度専門医療センター特別会計 平成二十一年度
- 十三 船員保険特別会計 日本年金機構法の施行の日の前日
- 十四 登記特別会計 平成二十二年

2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次条から附則第二百六条までに定めるとおりとする。

3 第一項各号に掲げる特別会計(附則第二百三十一条第一項の規定による場合における食料安定供給特別会計及び附則第二百三十五条第一項の規定による場合における財政投融资特別会計を含む。)に対する第三条第二項第六号、第六条、第八条第一項、第九条第二項第四号、第十三条第一項、第十五条

第一項ただし書及び第五項並びに第十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「次章」とあるのは、「附則第六十八条から第二百五十九条まで」とする。

○ 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第十四条の三 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

② 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

第四十二条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

○ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 労働組合（第四条―第七条）

第三章 団体交渉等（第八条―第十六条）

第四章 争議行為（第十七条―第十九条）

第五章 削除

第六章 あつせん、調停及び仲裁（第二十五条―第三十五条）

第七章 雑則（第三十六条・第三十七条）

附則

（目的及び関係者の義務）

第一条 この法律は、特定独立行政法人等の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的かつ平和的調整を図るように団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、特定独立行政法人等の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。

2 国家の経済と国民の福祉に対する特定独立行政法人等の重要性にかんがみ、この法律で定める手続に關与する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、かつ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽くさなければならない。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定独立行政法人 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。

二 国有林野事業 国有林野事業（国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業を含む。）及びこれに附帯する事業をいう。

三 特定独立行政法人等 特定独立行政法人及び国有林野事業を行う国の経営する企業をいう。

四 職員 特定独立行政法人等に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。

(労働組合法との関係等)

第三条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条、第十八条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十七条の十三第二項、第二十八条、第三十一条並びに第三十二条の規定を除く。）の定めるところによる。この場合において、同法第六条中「労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者」とあり、及び同法第七条第二号中「使用者が雇用する労働者の代表者」とあるのは「労働組合を代表する交渉委員」と、同条第四号中「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）による労働争議の調整」とあるのは「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律による紛争の調整」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(職員の団結権)

第四条 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。

2 委員会は、職員が結成し、又は加入する労働組合（以下「組合」という。）について、職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定して告示するものとする。

3 (略)

4 特定独立行政法人等は、職を新設し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を委員会に通知しなければならない。

5 (略)

(組合のための職員の行為の制限)

第七条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、特定独立行政法人等の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、特定独立行政法人等が相当と認める場合に与えることができるとし、これを与える場合においては、特定独立行政法人等は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（その職員が国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百八条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事したことがある者であるときは、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつばら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されないものとする。

(資金の追加支出に対する国会の承認の要件)

第十六条 国有林野事業を行う国の経営する企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。

また、国会によつて所定の行為がされるまでは、そのような協定に基づいていかなる資金といえども支出してはならない。

- 2 前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、事由を附しこれを国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。国会による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

（特定独立行政法人等担当委員）

- 第二十五条 委員会が次条第一項、第二十七条第三号及び第四号並びに第三十三条第四号の委員会の決議、次条第二項及び第二十九条第四項の委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の第三第二項に規定する特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。）並びに同法第十九条の第三第二項に規定する特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員（次条第二項及び第二十九条第二項において「特定独立行政法人等担当労働者委員」という。）のみが参与する。この場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

（委員会の裁定）

- 第三十五条 特定独立行政法人等とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。

- 2 政府は、特定独立行政法人がその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定を実施した結果、その事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないように、できる限り努力しなければならない。

- 3 政府は、国有林野事業を行う国の経営する企業とその職員との間に発生した紛争に係る委員会の裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、国有林野事業を行う国の経営する企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする裁定については、第十六条の定めるところによる。

第七章 雑則

（抗告訴訟の取扱い）

- 第三十六条 委員会は、この法律及び労働組合法の規定に基づいて委員会がした処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいい、労働組合法第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）であつて、国有林野事業を行う国の経営する企業、当該企業の職員（労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしていないことを理由として、当該企業の職員として採用されなかつた者を含む。）若しくは当該企業の職員が結成し、若しくは加入する組合（以下この項において「国有林野企業等」と総称する。）に対してしたもの又は国有林野企業等に係る手続において国有林野企業等以外の者に対してしたものに係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟について、国を代表する。

- 2 前項の訴訟においては、委員会に対しては、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）

第六条の規定は、適用しない。

○ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の職務と責任の特殊性に基づき、その給与等に関し国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の特例等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「国有林野事業を行う国の経営する企業」とは、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業をいう。

2 この法律において「職員」とは、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する一般職の国家公務員（管理又は監督の地位にある者のうち政令で定める官職にあるものを除く。）をいう。

（給与の根本原則）

第三条 職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、且つ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2 職員の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員及び民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。

（給与準則）

第四条 農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者は、職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。

（給与総額）

第五条 職員のうち国有林野事業を行う国の経営する企業の業務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員に係る給与準則については、その給与準則に基づいて各会計年度において支出する給与の額が、その会計年度の予算の中で給与の総額として定められた額を超えないようにしなければならない。ただし、職員の能率の向上により収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、財務大臣の承認を受けて、特別の給与として支給するとき、及び中央労働委員会の裁定があつた場合において、その裁定を実施するために必要な金額を、予算の定めるところにより、財務大臣の承認を受けて、給与として支給するときは、この限りでない。

（定年）

第五条の二 職員に関する国家公務員法第八十一条の二第一項及び第二項並びに第八十一条の三第二項の規定の適用については、同法第八十一条の二第一項中「第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）」と、同条第二項中「人事院規則で」とあるのは「農林水産大臣が」と、同法第八十一条の三第二項中「人事院の承認を得て」とあるのは「農林水産大臣等の定めるところにより」とする。

(勤務時間等)

第六条 農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者は、職員の仕事時間、休息、休日及び休暇について規程を定めなければならない。

2 前項の規程は、一般職の職員の仕事時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の仕事条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（他の法律の適用除外等）

第七条 次に掲げる法律の規定は、職員には適用しない。

一 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十五条第二項及び第百六条の規定

二 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

三 一般職の職員の給与に関する法律の規定

四 削除

五 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定

六 一般職の職員の仕事時間、休暇等に関する法律の規定

七 一般職の任期付研究員の採用、給与及び仕事時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条から第八条までの規定

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条から第九条までの規定

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定

2 第四条に規定する給与準則は、国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、同項の給与に関する法律とみなす。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第四条に規定する給与準則」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第六条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げ

ることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように農林水産大臣が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第八項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第八項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第二条第二号」とする。

6 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは、「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（他の法律の改正）

2 ～ 9 （略）

○ 国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第百三十四号）

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 業務運営の方針（第五条―第九条）

第三章 実施体制の効率化

第一節 基本的な方針（第十条・第十一条）

第二節 特別給付金（第十二条―第十四条）

第四章 財務の健全化

第一節 債務の処理（第十五条―第十七条）

第二節 特別会計に関する法律の特例（第十八条―第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国有林野事業（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五百五十八条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。）の危機的な財務状況に対処するため、その抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、国有林野事業の改革についての国民の理解を深めるとともに、あわせて、特定の債務の一般会計への帰属その他国有林野事業の改革のために必要な特別措置について定めることを目的とする。

（国有林野事業の改革の趣旨）

第二条 国有林野事業の改革は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化による収入の減少、債務の累増等による国有林野事業の危機的な財務状況に対処して、その財政の健全性を回復し、及び国民共通の財産である国有林野（国有林野事業の対象とする国有林野をいう。以下同じ。）を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立することにより、国土の保全その他公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域における産業の振興その他の国有林野事業の使命を十全に果たし、もって国民経済の発展及び国民生活の安定に資するために行われるものとする。

（国の責務）

第三条 国は、この法律に定める方針に従い必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国有林野事業の改革を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

（集中改革期間）

第四条 国有林野事業の改革は、平成十五年度までの期間を集中改革期間として実施するものとする。

第二章 業務運営の方針

（公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換）

第五条 政府は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の重要性にかんがみ、国有林野の管理経営の方針について、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換することとする。

2 政府は、前項の方針に従い、複層林施業、長伐期施業その他の森林の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的に推進するものとする。

（国民の意見を反映した管理経営の実施）

第六条 政府は、国有林野事業を適切に実施するため、あらかじめ広く国民の意見を聴いて、国及び地域の段階で、それぞれ国有林野の管理経営に関する計画を策定し、これらを公表するものとする。

2 政府は、前項の計画において、前条第一項の方針に従った管理経営の内容を明らかにするものとする。

（民間事業者への業務委託の推進）

第七条 政府は、民間事業者の能力を活用しつつ国有林野事業を効率的に実施するものとし、このため、集中改革期間において、伐採、造林並びに林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して行うことを緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、当該実施行為のすべてを民間事業者に委託して行うものとする。

（国民による国有林野の利用の推進）

第八条 政府は、国民共通の財産である国有林野について、その有する公益的機能の維持増進との調和を図りつつ、公衆の保健のための利用、自主的な森林整備のための利用その他の国民による利用に積極的に供するものとする。

（国有林野事業の実施状況の公表）

第九条 政府は、国有林野の管理経営が適切に実施されていることを国民に対し明らかにするため、毎年度、国有林野事業の実施状況を公表するものとする。

第三章 実施体制の効率化

第一節 基本的な方針

（職員数の適正化）

第十条 政府は、国有林野事業（特別会計に関する法律第五十八条第三項第一号に規定する直轄治山事業を含む。以下この節において同じ。）の効率的な実施体制を整備するため、集中改革期間において、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。

2 農林水産大臣は、集中改革期間の開始後一月以内に、国有林野事業に係る職員数の適正化の目標、その達成のために講じようとする施策その他国有林野事業に係る職員数の適正化に関する基本的な事項につき、閣議の決定を求めなければならない。

（組織の再編）

第十一条 政府は、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものに再編するものとする。

第二節 特別給付金

（特別給付金の支給）

第十二条 農林水産大臣は、集中改革期間において国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進するため、集中改革期間中の毎年度、退職を希望する国有林野事業職員（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する一般職の国家公務員をいう。以下同じ。）の募集を行う場合において、国有林野事業職員がこれに応じて退職を申し出たときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者について退職を希望する国有林野事業職員である旨の認定を行うことができる。

一 当該退職を申し出た年度の末日までに六十歳（農林水産省令で定める要件に該当する者にあつては、六十三歳。次条第一項において同じ。）となる者

二 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）第二条第二項の政令で定める官職にある者又は同法第五条に規定する常勤の職員

三 前二号に掲げるもののほか、常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定める要件に該当するもの

2 政府は、前項の認定を受けた国有林野事業職員が退職したときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に対し、特別の給付金（以下「特別給付金」という。）を支給するものとする。

一 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第三条、第四条第一項及び第五条第一項の規定の適用を受けないで退職した者

二 傷病又は死亡により退職した者

3 特別給付金は、第一項の認定を受けた年度の末日までに退職した者に対し支給するものとする。

（特別給付金の額）

第十三条 特別給付金の額は、退職の日におけるその者の給与のうち一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものの月額の合計額（その者の勤続期間が五年以上の場合にあつては、その額に一・四を乗じて得た額）に、その者が六十歳に達する日の属する年度とその者が前条第一項の認定を受けた日の属する年度との差に相当する年数（十五年を超える場合にあっては、十五年）を乗じて得た金額とする。

2 前項の特別給付金の額の算定の基礎となる勤続期間の計算については、国家公務員退職手当法第七条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特別給付金の返還等）

第十四条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その者は、農林水産省令で定めるところにより、その支給を受けた特別給付金に相当する金額を政府に返還しなければならない。

一 その支給に係る退職をした日から起算して一年以内に農林水産省の職員（常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定めるものを除く。）として採用されたとき。

二 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の三第一項の規定により支給を受けた一般の退職手当等の全部又は一部を返納させられることとなったとき。

2 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなった者であつてその支給を受けていないものが前項各号のいずれかに該当することとなった場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。

3 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなった者であつてその支給を受けていないものが国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二第一項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分を受けた場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。ただし、当該処分が取り消された場合は、この限りでない。

第四章 財務の健全化

第一節 債務の処理

（借入金的一般会計への帰属等）

第十五条 政府は、この法律の施行の時ににおいて、その時における事業勘定（国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九号）による改正前の国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）に基づく国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定をいう。次条第一項において同じ。）の負担に属する次に掲げる債務を、一般会計に帰属させる。

一 平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務

二 前号に掲げる債務に係る利子であつて、この法律の施行の日以前に発生しており、かつ、同日以降に支払われることとされているものに係る債務

2 前項の規定により一般会計に帰属する債務のうち政府が貸し付けた資金に係るものの償還期限は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日とする。

（事業勘定における債務の処理）

第十六条 政府は、この法律の施行の時にいて事業勘定の負担に属する借入金に係る債務（前条第一項の規定により一般会計に帰属したものを除く。）について、その償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施により、この法律の施行の日から五十年を経過した日の属する年度の末日までに着実に処理するものとする。

2 政府は、前項の債務の処理を推進するため、第十八条及び第十九条に規定する措置を講ずるものとする。

（国会への報告）

第十七条 政府は、国会に対し、毎年度、前二条の規定による国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況を報告しなければならない。

第二節 特別会計に関する法律の特例

（借入金の償還金に係る借入金）

第十八条 国有林野事業特別会計においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、特別会計に関する法律の規定による借入金のほか、同特別会計の負担に属する借入金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、同特別会計の負担において、借入金をするることができる。

（借入金の利子に係る一般会計からの繰入れ）

第十九条 政府は、国有林野事業特別会計の負担に属する借入金（政令で定めるものを除く。）について、第十六条第一項に規定する年度までの期間中の毎年度、予算の範囲内において、当該年度において支払うべき利子に充てるべき金額（平成十年度にあつては、この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間において支払うべき利子に充てるべき金額）を、一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。

（損失の処理の特例）

第二十条 国有林野事業特別会計においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、特別会計に関する法律第百六十五条第二項の規定により繰り越した損失を、資本剰余金を減額して整理することができるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（国有林野事業改善特別措置法の廃止）

第二条 国有林野事業改善特別措置法は、廃止する。

（国有林野事業改善特別措置法の廃止に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の国有林野事業改善特別措置法第八条第二項に規定する特別給付金の支給を受けた者については、同法第十条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

○ 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（抄）

第八条の二 中央労働委員会及び都道府県労働委員会に、その行う労働争議の調停又は仲裁に参与させるため、中央労働委員会にあつては厚生労働大臣が、都道府県労働委員会にあつては都道府県知事がそれぞれ特別調整委員を置くことができる。

② 中央労働委員会に置かれる特別調整委員は、厚生労働大臣が、都道府県労働委員会に置かれる特別調整委員は、都道府県知事が任命する。

③ 特別調整委員は、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者とする。

④ 特別調整委員のうち、使用者を代表する者は使用者団体の推薦に基づいて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基づいて、公益を代表する者は当該労働委員会の使用者を代表する委員（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十五条に規定する特定独立行政法人等担当者委員（次条において「特定独立行政法人等担当者委員」という。）を除く。）及び労働者を代表する委員（同法第二十五条に規定する特定独立行政法人等担当者委員（次条において「特定独立行政法人等担当者委員」という。）を除く。）の同意を得て、任命されるものとする。

⑤・⑥ （略）

第八条の三 中央労働委員会が第十条の幹旋員候補者の委嘱及びその名簿の作成、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち特定独立行政法人等担当者委員以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当者委員」という。）、労働者を代表する委員のうち特定独立行政法人等担当者委員以外の委員（同項において「一般企業担当者委員」という。）並びに公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する十人の委員及び会長（同項及び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

第十二条 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した金額を下つてはならない。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額

② 前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

③ 前二項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間
- 二 産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業した期間

三 使用者の責めに帰すべき事由によつて休業した期間

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第八項において同じ。）をした期間

五 試みの使用期間

④⑤⑧ （略）

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第二十三条 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一樣であることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買ひ受けて販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品を販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。

②・③ （略）

④ 著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

⑤ 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第八号及び第八号の二に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項に規定する物を買ひ受ける場合に限る。

一 国家公務員法

二 農業協同組合法

三 国家公務員共済組合法

三の二 地方公務員等共済組合法

四 消費生活協同組合法

五 水産業協同組合法

六 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律

七 労働組合法

八 中小企業等協同組合法

八の二 中小企業団体の組織に関する法律

九 地方公務員法

十 森林組合法

十一 地方公営企業等の労働関係に関する法律

⑥ (略)

○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）
（有給休暇の付与）

第七十四条（略）

②・③（略）

④ 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。）をした期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。

⑤ (略)

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（職員団体）

第八八条の二 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

② 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。

③ 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

④ 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事院規則で定める。

⑤ 警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（職員団体の登録）

第百八条の三 職員団体は、人事院規則で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び人事院規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事院に登録を申請することができる。

② 職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一 名称

二 目的及び業務

三 主たる事務所の所在地

四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

五 理事その他の役員に関する規定

六 次項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定

七 経費及び会計に関する規定

八 他の職員団体との連合に関する規定

九 規約の変更に關する規定

十 解散に関する規定

③ 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、かつ、現実にその手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合体である職員団体又は全国的規模をもつ職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごと又は地域若しくは職域ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、かつ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

④ 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

⑤ 人事院は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、人事院規則で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

⑥ 登録された職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。

⑦ 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

⑧ 第六項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

⑨ 登録された職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。

⑩ 登録された職員団体は、解散したときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。

（職員団体のための職員の行為の制限）

第百八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

② 前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

③ 第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

④ 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

⑤ 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とする。

⑥ 職員は、人事院規則で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）
（適用除外）

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

○ 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）（抄）

第四条 物品を国以外のものに時価よりも低い対価で譲渡することができるのは、前条及び他の法律に定める場合のほか、次に掲げる場合に限る。

一 家畜の改良又は増殖を図るため家畜を譲渡するとき

二 感染症予防のため必要な医薬品を譲渡するとき

三 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野の所在する地方の地方公共団体又は住民が震災、風水害、火災その他の災害により著しい被害を受けた場合において、当該地方公共団体に対し、当該林野の産物又はその加工品を災害救助法の規定による救助の用に供し、又は当該地方公共団体の管理に属する事務所、道路、橋その他の公用若しくは公共用施設の応急復旧の用に供するため譲渡するとき

○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（国有財産の分類及び種類）

第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）第二条第二号の職員をいう。）の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

三 皇室用財産 国において皇室の用に供し、又は供するものと決定したもの

四 企業用財産 国において国の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

4 第二項第四号の国の企業については、政令で定める。

（貸付契約の解除）

第二十四条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これによつて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。

（交換）

第二十七条 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、それぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の四分の一を超えないときは、この限りでない。

2 前項の交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

3 第一項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各庁の長は、事前に、会計検査院に通知しなければならない。

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

（現業の行政機関に関する特例）

第二十二條 現業の行政機関については、特に法律の定めるところにより、第七条及び前条の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。

○ 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）（抄）

（設置の機関）

第四條 宿舎の設置は、財務大臣が行うものとする。

2 同一の各省各庁に所属する職員（当該各省各庁の所管する独立行政法人の職員を含む。）のみに貸与する目的で設置する宿舎（以下「省庁別宿舎」という。）を設置する場合で次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる各省各庁の長がその設置を行うものとする。

一 事業を企業的に運営する特別会計（第十九条第二項において「事業特別会計」という。）の負担において設置する場合 当該特別会計を管理する各省各庁の長

二 転用（宿舎の用に供し、又は供するものと決定した国有財産（以下この号において「宿舎用財産」という。）以外の国有財産を宿舎用財産とすることをいう。第九条において同じ。））、交換又は寄付の方法により設置する場合 当該転用若しくは交換をし、又は当該寄付を受ける各省各庁の長

三 特定の官署（独立行政法人の事業所を含む。以下同じ。）に勤務する職員のために一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他特別の事情がある場合で財務大臣が指定する場合 当該宿舎の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長（当該職員が独立行政法人の職員の場合には、当該独立行政法人を所管する各省各庁の長。次条において同じ。）

（費用及び使用料の所属区分）

第十九條 宿舎の設置等に要する費用及び宿舎の使用料は、当該宿舎の所属する会計の所属とする。

2 事業特別会計の負担において設置する宿舎の設置等に要する費用の財源については、一般会計から繰入をしてはならない。

○ 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（抄）

（中央労働委員会の委員の任命等）

第十九條の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。

2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち四人については、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）又は国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営する企業（推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち四人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

(委員の欠格条項)

第十九条の四 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。

一 国会又は地方公共団体の議会の議員

二 特定独立行政法人の役員、特定独立行政法人職員又は特定独立行政法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

三 国有林野事業職員又は国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員

(地方調整委員)

第十九条の十 中央労働委員会に、特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員との間に発生した紛争、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 (略)

(公益委員のみで行う権限)

第二十四条 (略)

2 中央労働委員会は、常勤の公益委員に、中央労働委員会に係属している事件に関するもののほか、特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員の労働関係の状況その他中央労働委員会の事務を処理するために必要と認める事項の調査を行わせることができる。

(中央労働委員会の管轄等)

第二十五条 中央労働委員会は、特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員の労働関係に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分(特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合に関する第五条第一項及び第十一条第一項の規定による処分については、政令で定めるものに限る。)について、専属的に管轄するほか、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 (略)

(不当労働行為事件の審査の開始)

第二十七条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、当該申立てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この場合において、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする充分な機会が与えられなければならない。

2 労働委員会は、前項の申立てが、行為の日(継続する行為にあつてはその終了した日)から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。

○ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)(抄)
(各特別会計からの繰入れ)

第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計、社会資本整備事業特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

第十一条の七（略）

2（略）

3 検察官であつた者又は国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

（広域異動手当）

第十一条の八（略）

2（略）

3 検察官であつた者、給与特例法適用職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4・5（略）

（通勤手当）

第十二条（略）

2・3（略）

4 前項の規定は、検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡

上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 〃9 (略)

(単身赴任手当)

第十二条の二 (略)

2 (略)

3 検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

第十四条 (略)

2 検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地位官署又は準特地位官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。)、新たに特地位官署又は準特地位官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地位官署又は準特地位官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地位勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 (略)

○ 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二十八号) (抄)

附 則

1 (略)

2 宿舍を、所属を異にする会計(事業を企業的に運営する特別会計を除く。以下同じ。)の間において、所管換若しくは所属替をし、又は所属を異にする会計をして使用させるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十五条の規定にかかわらず、当分の間、当該会計間において無償として整理することができる。

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和二十七年法律第一百十号) (抄)

(貸付契約の解除)

第五条 国有財産法第二十四条(同法第十九条及び第二十六条において準用する場合を含む。)の規定は、第二条の規定により合衆国に国有の財産の使用

を許すため必要を生じた場合について準用する。この場合において、国有財産法第二十四条中「国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業」とあるのは、「国においてアメリカ合衆国の軍隊」と読み替えるものとする。

○ 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）（抄）

（交換の特例）

第九条 普通財産のうち土地又は建物その他の土地の定着物、国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、国有財産法第二十七条第一項の規定による場合のほか、土地又は建物その他の土地の定着物と交換することができる。

2・3 （略）

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

第二十八条の二 （略）

2・4 （略）

5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生又は生徒としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（国家公務員法第八十条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）（抄）

（費用負担の原則）

第九十九条 （略）

2・4 （略）

5 専従職員（国家公務員法第八十条の二の職員団体又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員（特定独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6・7 （略）

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

（社会保険労務士の業務）

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。

一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。

一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。

一の四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあつせんの手続並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十八条第一項、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十二条の五第一項及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十二条第一項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。

一の五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

一の六 三 （略）

2 4 （略）

○ 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（抄）

（自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例）

第八条 （略）

2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第八十条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する

大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の総務大臣が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数」とする。

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）

（俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額が減額改定（俸給月額の改定をする法令が制定され、又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準が定められた場合において、当該法令又は給与準則若しくは給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一・二 （略）

2 （略）

（勤続期間の計算）

第七条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続き在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものと同みなす。

4 前三項の規定による在職期間のうち休職等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第八十条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和三十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。

5 8 （略）

附 則

1 23 （略）

24 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた俸給月額の減額改定で総務大臣が定めるものを除く。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この法律の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する一般職の職員に係る基本給月額に含まれる俸給の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる俸給月額に相当するものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

○ 国有資産等所在市町村交付金（昭和三十一年法律第八十二号）（抄）

(市町村に対する交付金の交付)

第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。

一・二 (略)

三 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条の国有林野に係る土地

四・六 (略)

2・5 (略)

附則

1・12 (略)

13 当分の間、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の規定による国有林野事業特別会計において、第二条第一項第三号の土地につき第三条第一項の規定によつて算定した交付金額の財源に不足を生ずる場合における交付金額の算定については、同項の規定にかかわらず、政令で特例を定めることができる。

14・17 (略)

○ 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）（抄）

(用語の定義)

第二条 (略)

2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政財産のうち国の事務若しくは事業又は企業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）

二 国の事務若しくは事業又は企業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地
(略)

○ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。

(地すべり防止区域の指定)

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

3 主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

(ぼた山崩壊防止区域の指定)

第四条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、ぼた山の存する区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものをぼた山崩壊防止区域として指定することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「当該地すべり防止区域」とあるのは「当該ぼた山崩壊防止区域」と、同条第四項中「地すべり防止区域」とあるのは「ぼた山崩壊防止区域」と読み替えるものとする。

(ぼた山崩壊防止区域の管理)

第四十一条 ぼた山崩壊防止工事の施行その他ぼた山崩壊防止区域の管理は、当該ぼた山崩壊防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

(主務大臣等)

第五十一条 地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 砂防法第二条の規定により指定された土地（これに準ずべき土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

二 森林法第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項（同法第二十五条の二第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項を除く。）の規定により指定された保安林（これに準ずべき森林を含む。）又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林水産大臣

三 前二号に該当しない地すべり地域又はぼた山のうち、

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域（これらの地域に準ずべき地域を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林水産大臣

ロ イに該当しない地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

2・3 (略)

附 則

第四条の二 地すべり防止工事でこれに要する費用を国有林野事業特別会計又は社会資本整備事業特別会計の治水勘定若しくは業務勘定において支弁する

ものについては、第三十二条中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しないものとする。

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）（抄）
（介護休業手当金）

第七十条の三 組合員が介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第七項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2ゝ4 （略）

（国の職員の取扱い）

第四百十二条 （略）

2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

(略)	(略)	(略)
第七十条の三第二項	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第七項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたものは、主務省令で定める者の承認	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第二十条第一項に規定する介護休暇又はこれに準ずる休暇として政令で定めるもの
(略)	(略)	(略)

3ゝ5 （略）

○ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）（抄）
（短時間勤務職員の任期を定めた採用）
第五条 （略）

2 (略)

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認(第二号にあつては、承認その他の処分)を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による承認

二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十一条第七項の規定により読み替えて適用する同条第三項から第五項までの規定を最低基準として定める条例の規定による承認その他の処分

三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第十九条第一項の規定による承認

○ 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号) (抄)

(定員の総数の最高限度)

第一条 内閣の機関(内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。)、内閣府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千八百八十四人とする。

2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第三項第一号、第二号及び第四号から第七号の二までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員

二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長

三 自衛官

四 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)第五条に規定する常勤の職員

五 国際平和協力隊の隊員

(内閣府、各省等の定員)

第二条 内閣の機関、内閣府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

第三条 第一条第二項第四号に掲げる職員の定員は、政令で定める。

○ 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号) (抄)

(自転車専用道路等の設置)

第六条 (略)

2 市町村である道路管理者が、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条に規定する河川区域(同法第五十八条の二の規定により指定されたものを含む。)内の土地又は国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野(以下この項において「国有林野」という。)である土地を利用して前項の道路を設置しようとする場合においては、河川又は国有林野の管理者は、河川又は国有林野の管理上支障

のない範囲内において、その設置に協力するものとする。

3
(略)

○ 国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第百八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国有林野」とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野をいい、「国有林野の活用」とは、同法、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）その他の法令の規定に基づき、国有林野を貸し付け、使用させ、交換し、売り払い、若しくは譲与し、国有林野の所管換若しくは所属替をし、又は国有林野につき分収造林契約若しくは共用林野契約を締結することをいう。

2
(略)

○ 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「職員団体等」とは、国家公務員職員団体、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。

2 この法律において「国家公務員職員団体」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百八条の二第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する職員団体をいう。

3 この法律において「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体をいう。

4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体の連合団体（国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体であるものを除く。）

二 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国国家公務員法第百八条の二第一項の職員（以下「非現業の一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの

5 この法律において「法人である職員団体等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた職員団体（以下「法人である登録職員団体」という。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた職員団体等（以下「法人である認証職員団体等」という。）をいう。

（認証の申請）

第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令（第九条第一号又は第五号の職員団体等に係る事項については人事院規則とし、同条第二号又は第六号の職員団体等に係る事項については最高裁判所規則とする。以下同じ。）で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならぬ。

（認証の取消し）

第八条 認証機関は、次の各号の一に該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が非現業の一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。

二 混合連合団体の構成員の総員中非現業の一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。

三 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき（団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていると認められなくなつたときを含む。）。

四 その他当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき。

五 規約が第五条各号に掲げる要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。

六 当該職員団体等について規約の規定中第五条第二号又は第三号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。

2 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体等から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

3 第一項の規定による認証の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

（認証機関）

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 非現業の一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体 人事院

二 裁判所職員が組織する国家公務員職員団体 最高裁判所

三 一の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員職員団体 当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

四 前号の地方公務員職員団体以外の地方公務員職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

五 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、非現業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含むもの（次号の混合連合団体を除く。） 人事院

六 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数の合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、裁判所職員の数が非現業の一般職の国家公務員の数を超えるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に裁判所職員が組織する国家公務員職員団体を含むもの（これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含み、かつ、非現業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるものを除く。） 最高裁判所

七 前二号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会
（法人である職員団体等の解散事由）

第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生

二 破産手続開始の決定

三 法人である登録職員団体にあつては、国家公務員法第百八条の三第六項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し

四 法人である認証職員団体等にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し

五 総会の決議

六 構成員が欠けたこと。

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）
（公務員に関する特例）

第六十一条 （略）

2 （略）

3 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号。以下この条において「給特法」という。）の適用を受ける国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するもの）に該当するものに限り、（以下「農林水産大臣等」という。）の承認を受けて、当該国家公務員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条において「要介護家族」という。）の介護をするため、休業をすることができる。

4 （略）

5 農林水産大臣等は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。ただし、国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員のうち、第三項の規定による休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があつた場合は、この限りでない。

6 前三項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下この条において「特定独立行政法人」という。）の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するもの）に該当するものに限る。この場合において「給特法」という。）の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下この条において「特定独立行政法人」という。）の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政

政法人の長」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、前項本文中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と、同項ただし書中「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と読み替えるものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用する）としたらば同項ただし書各号のいずれにも該当するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第五項本文中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、同項ただし書中「国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員」とあるのは「同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

8 給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたらば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、農林水産大臣等の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話を行うため、休暇を取得することができる。

9 前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の年において五日（同項に規定する国家公務員が養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）とする。

10 農林水産大臣等は、第八項の規定による休暇の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があつたときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

11 前三項の規定は、特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたらば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第八項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、第九項中「国家公務員」とあるのは「職員」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と読み替えるものとする。

12 第八項から第十項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたらば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第八項中「給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員）」とあるの

は「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第十項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

13 給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）は、農林水産大臣等の承認を受けて、当該国家公務員の要介護家族の介護その他の第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話を行うため、休暇を取得することができる。

14 前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の年において五日（要介護家族が二人以上の場合にあつては、十日）とする。

15 農林水産大臣等は、第十三項の規定による休暇の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があつたときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

16 前三項の規定は、特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と読み替えるものとする。

17 第十三項から第十五項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員）」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員）」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第十五項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

18 農林水産大臣等は、三歳に満たない子を養育する給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあつては、第十六条の八第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超え

て勤務しないことを承認しなければならない。

19・20 (略)

21 農林水産大臣等は、給特法の適用を受ける国家公務員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該給特法の適用を受ける国家公務員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間（同項に規定する制限時間をいう。以下この条において同じ。）を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

22 前項の規定は、給特法の適用を受ける国家公務員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

23 特定独立行政法人の長は、当該特定独立行政法人の職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することのできる場合において、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

24 前項の規定は、特定独立行政法人の職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

25・26 (略)

27 農林水産大臣等は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する給特法の適用を受ける国家公務員であつて第十九条第一項の規定を適用するものとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、深夜（同項に規定する深夜をいう。以下この条において同じ。）において勤務しないことを承認しなければならない。

28 前項の規定は、要介護家族を介護する給特法の適用を受ける国家公務員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

29 特定独立行政法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該特定独立行政法人の職員であつて第十九条第一項の規定を適用するものとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。

30・32 (略)

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）

（年次休暇）

第十七条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一・二 (略)

三 当該年の前年において国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この号において「給与特例法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員給与特例法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数

2・3 (略)

○ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）（抄）

（国有林野事業における配慮）

第九条 国は、国有林野事業（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第一百五十八条第二項の国有林野事業をいう。）に係る森林施業を他に委託して行う場合には、認定事業主に委託するよう配慮するものとする。

○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（抄）

（国有林野事業における配慮）

第十三条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第一百五十八条第二項の国有林野事業をいう。）における木材の供給について適切な配慮をするものとする。

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一五 (略)

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ二 (略)

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

(法人文書の開示義務)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一三 (略)

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イヘ (略)

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一六 (略)

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ二 (略)

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）

（保有個人情報の開示義務）

第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 四 （略）

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 一 へ （略）

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

○ 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律（第二十一条第二項及び第四十二条第一項を除く。）において、「職員」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員（委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で常勤を要しないもの（同法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者を除く。）を除く。）をいう。

2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 （略）

一 の二・二 （略）

三 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）の適用を受ける職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして農林水産大臣が定めるもの

四・五 （略）

3 一 7 （略）

（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員及び特定独立行政法人の職員に関する特例）

第四十一条 第四章の規定は、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員及び特定独立行政法人の職員（管理又は監督の地位にある者のうち人事院規則で定める官職にあるものを除く。）には、適用しない。

2 第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号の職員に対する同法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三条第二項から第四項まで、第三条の二」とあるのは「第三条第二項から第四項まで（職務に係る倫理の保持に関する事務を除く。）」と、「第十七条、第十七条の二」とあるのは「第十七条（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものを除く。）」と、「第八十四条第二項、第八十四条の二」とあるのは「第八十四条第二項（国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関して行われるものを除く。）」と、「第百条第四項」とあるのは「第百条第四項（第十七条の二の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。）」

）」とする。

○ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）（抄）
（当事者に対する助言及び指導）

第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争を除く。）に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2・3 （略）
（適用除外）

第二十二條 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号の職員、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項の企業職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十七条の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な業務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

○ 社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）（抄）

（重点計画）

第四条 主務大臣等は、政令で定めるところにより、重点計画の案を作成しなければならない。

2・5 （略）

6 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案（第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業（以下「治水事業」という。）に係る部分に限る。）を作成しようとするときは、治水事業と特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百五十八条第四項に規定する治山事業との総合性を確保するため、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第五項に規定する森林整備保全事業計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。

7・8 （略）

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（抄）
（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「検察官等」とは、検察官その他の国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七

号)第二条第三号に規定する特定独立行政法人等の職員その他人事院規則で定める職員を除く。)をいう。

3 (略)

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律 (平成十六年法律第二百一十一号) (抄)

(一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第十条 (略)

2 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等とみなす。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十七年法律第二百二号) (抄)

附 則

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七条 (略)

2 3 4 (略)

5 旧公社の職員であつた者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律 (以下この項において「新特労法」という。)第二条第四号の職員のうち旧公社の職員であつた者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

○ 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律 (平成十七年法律第百十五号) (抄)

附 則

(経過措置)

第二条 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法 (昭和二十九年法律第百四十一号)第二条第一項に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業、独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人 (この法律の施行の日 (以下「施行日」という。))以後に特定独立行政法人以外の独立行政法人 (同条第一項に規定する独立行政法人をいう。))となつたものその他の法人で政令で定めるものを含む。及び日本郵政公社 (以下「国営企業等」と総称する。))の職員の退職による退職手当については、この法律による改正後の国家公務員退職手当法 (以下「新法」という。))の規定は、国営企業等ごとに、施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 (以下「適用日」という。))から適用し、適用日前の当該退職による退職手当については、なお従前の例による。

○ 国家公務員の留学費用の償還に関する法律 (平成十八年法律第七十号) (抄)

(留学費用の償還)

第三条 留学を命ぜられた職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を国に償還しなければならない。

- 一 当該留学の期間 当該留学のために国が支出した留学費用の総額に相当する金額
- 二 当該留学の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が五年に達するまでの期間 当該留学のために国が支出した留学費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が通増する程度に応じて百分の百から一定の割合で通減するように人事院規則で定める率を乗じて得た金額

2 (略)

3 第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 国家公務員法第七十九条の規定による休職の期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の人事院規則で定める休職の期間を除く。）

二 国家公務員法第八十二条の規定による停職の期間

- 三 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

四・五 (略)

(人事院規則への委任)

第六条 この法律（次条から第十二条までを除く。次条及び第八条において同じ。）の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の研修に関する特例)

第八条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員に対する研修に関するこの法律の規定の適用については、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「農林水産省令」とするほか、第二条第二項中「であつて、国家公務員法第七十三条の規定に基づき」とあるのは「であつて」とする。

(裁判所職員への準用)

第十条 第二条から第六条まで（第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。）の規定は、裁判所職員（国家公務員法第二条第三項第十三号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三条第三項第三号	国家公務員法第八十条の六第一項ただし書	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八

		期間又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間	条の六第一項ただし書
	（略）	（略）	
第六条	この法律（次条から第十二条までを除く。次条及び第八条において同じ。）	この法律	

（防衛省職員への準用）

第十一条 第二条第二項及び第三項、第三条（第三項第三号を除く。）並びに第四条から第六条までの規定は、防衛省職員（国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「防衛省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第六条	この法律（次条から第十二条までを除く。次条及び第八条において同じ。）	この法律

○ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（抄）
（道州制特別区域計画の作成）

第七条 特定広域団体は、道州制特別区域基本方針に基づき、その広域行政の推進に関する計画（以下「道州制特別区域計画」という。）を作成することができる。

2 道州制特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 （略）

四 特定広域団体が道である場合にあっては、次に掲げる国が実施している工事又は事業のうち第二号の広域的施策を効果的かつ効率的に実施するために当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするものの内容

イ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事（火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において施行するものを除き、同法第六条第一項の規定により国土交通大臣が管理し、その工事を施行し、又はその維持をしている砂防設備で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに係るものに限る。）

ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業（国が当該保安施設事業を行っている森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。）

ハ・ニ（略）

五・六（略）

3ゝ5（略）

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）（抄）

附 則

第八条（略）

2ゝ5（略）

6 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）第二条第二項に規定する職員に対する改正後の法第三章第二節の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用）

第十一条 附則第四条（第三項を除く。）、第五条から第七条まで、第八条（第六項を除く。）及び第九条（第三項を除く。）並びに次条の規定は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた者について準用する。この場合において、これらの規定（附則第六条（第四号を除く。）を除く。）中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法」と、同条第五項及び第七項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあり、及び「所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、並びに附則第八条第二項中「所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の第三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条並びに次条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五条第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八条第一項中「第二条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正後の国家公務員法」と、同条第二項中「第二条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、同条第三項中「機関（職員

が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関」とあるのは「機関」と、附則第九条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）

（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正）

第五条 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十六条・第三十七条」を「第三十六条―第三十八条」に改める。

第三条第二項中「会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名した四人の委員全員により構成する審査委員会を設けて」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第六条第一項に規定する国家公務員担当公益委員（以下「国家公務員担当公益委員」という。）をもつて構成する合議体」に、「当該審査委員会」を「当該合議体」に改め、同項ただし書中「その他審査委員会」を「その他該合議体」に改め、同条第三項中「審査委員会」を「合議体」に改める。

第七条第三項中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十六条の六第一項ただし書の規定により職員団体」を「国家公務員の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合」に改める。

第二十五条の見出しを「（国家公務員担当委員）」に改め、同条中「公益を代表する委員のうち会長があらかじめ指名する四人の委員及び会長（次条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」という。）、労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員」を「国家公務員担当公益委員、国家公務員の労働関係に関する法律第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。）並びに同法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命された同項に規定する四人の委員」を「国家公務員担当使用者委員」という。）及び同法第二十条第三項に規定する国家公務員担当労働者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当労働者委員」に改める。

第二十六条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員、特定独立行政法人等担当使用者委員若しくは特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員若しくは国家公務員担当労働者委員」に改め、同条第四項中「。次項において同じ」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第二十九条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「国家公務員担当公益委員」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「国家公務員担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当労働者委員」に改める。

第三十四条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「国家公務員担当公益委員」に改め、「三人」の下に「若しくは五人」を加え、同条第三項中「第三十一条の四」を「同法第三十一条の四」に、「第三十一条の五」を「同法第三十一条の五」に改める。

第三十七条第一項第一号を次のように改める。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十六条、第六十七条、第七十二条（同法第七十一条の規定による失職、同法第七十三条又は第八十二条第一項若しくは第二項の規定による免職及び同法第七十七条の規定による定年による退職に係る部分を除く。）、第八十四条第二項、第十五条、第八十七条から第八十九条まで、第九十八条第二項、第一百条第三項及び第四項、第一百零二条第四項、第一百零四条（同条第一項に規定する再就職等規制に関して行われるものを除く。）、第一百四十五条第二項、第一百四十六条、第一百四十七条、第一百六十二条から第一百六十五条まで並びに附則第十六条の規定

第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

（抗告訴訟の取扱い）

第三十六条 委員会は、この法律及び労働組合法の規定に基づいて委員会がした処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第三条第二項に規定する処分をいい、労働組合法第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）であつて、国有林野事業を行う国の経営する企業、当該企業の職員（労働組合に加入し、若しくは加入しようとしていること又は労働組合から脱退しようとしていないことを理由として、当該企業の職員として採用されなかつた者を含む。）若しくは当該企業の職員が結成し、若しくは加入する組合（以下この項において「国有林野企業等」と総称する。）に対してしたもの又は国有林野企業等に係る手続において国有林野企業等以外の者に対してしたものに係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟について、国を代表する。

2 前項の訴訟においては、委員会に対しては、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第六条の規定は、適用しない。

（労働組合法の一部改正）

第六条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二に次の一項を加える。

4 中央労働委員会の委員（次条から第十九条の五まで及び第十九条の七から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。）は、独立してその職権を行う。

第十九条の三の見出し中「中央労働委員会の」を削り、同条第一項中「十五人」を「十八人」に改め、同条第二項中「使用者委員のうち四人については」を「使用者委員のうち七人については、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。）、最高裁判所」に、「第十九条の四第二項第二号」を「次条第二項第四号」に改め、「労働者委員は労働組合」の下に「又は国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第五条第七項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する認証された労働組合」を加え、「労働者委員のうち四人については、」を「労働者委員のうち七人については、同条第七項に規定する認証された労働組合又は」に、「という。」又は「を」という。）若しくは「に、又は」を「若しくは」に改め、同条第五項中「

七人」を「八人」に改め、同条第六項中「中央労働委員会の」及び「（次条から第十九条の九までに於いて単に「委員」という。）」を削り、同項ただし書中「二人」を「三人」に改める。

第十九条の四第二項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 国家公務員の労働関係に関する法律第十一条各号に定める者、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第四項に規定する職員（国家行政組織法第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員を除く。）又は国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員

三 裁判所職員又は裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合の組合員若しくは役員

第十九条の七第四項中「六人」を「七人」に改め、同条第五項中「七人」を「八人」に、「六人」を「七人」に改める。

第十九条の十第一項中「中央労働委員会に」の下に、「国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの」を、「第二十四条の二第五項」の下に「若しくは国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）」を加える。

第十九条の十二第六項中「第十九条の三第六項、」を「第十九条の二第四項、第十九条の三第六項、」に、「、「常勤」を「三人以内は」に、「、「常勤」を「二人以内は、条例」に、「により、常勤」を「により」に改める。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第十八条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

第二条第一項中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改め、同条第二項中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に、「国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百八条の二第一項」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号」に、「職員団体を」を「労働組合を」に改め、同条第四項第一号中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改め、同項第二号中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に、「国家公務員法第百八条の二第一項」を「国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号」に改め、同条第五項中「職員団体（以下「法人である登録職員団体」という）」を「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体（以下「法人である登録職員団体等」と総称する）」に改める。

第三条第一項中「職員団体は」を「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体は」に改め、「（以下「登録機関」という。）」を削り、同項第一号中「国家公務員法第百八条の三」を「国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）」に、「登録された職員団体」を「認証された労働組合」に、「人事院」を「中央労働委員会」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「職員団体を」を「国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体を」に改める。

第四条中「第九条第一号又は第五号」を「第九条第一項第一号又は第四号」に、「人事院規則とし、同条第二号又は第六号の職員団体等に係る事項については最高裁判所規則」を、「中央労働委員会規則」に改める。

第八条第一項第一号中「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改める。

第九条第一号中「非現業の一般職の国家公務員が組織する国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「で、非現業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの」を削り、「これ」を「これ」に、「国家公務員職員団体」を「国家公務員労働組合」に改め、「（次号の混合連合団体を除く。）」を削り、「人事院」を「中央労働委員会」に改め、同条第四号とし、同条第六号を削り、同条第七号中「前二号」を「前号」に改め、同条第五号とし、同条に次の二項を加える。

2 中央労働委員会は、国家公務員の労働関係に関する法律第六条第一項本文に規定する合議体に、前項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて中央労働委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当でないと思われる場合は、同条第一項ただし書に規定する合議体に、当該事務の処理を行わせる。

3 中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第五条、第六条又は前条の規定による処分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。

第二十七条第三号中「法人である登録職員団体」を「第三条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合」に、「国家公務員法第百八条の三第六項」を「国家公務員の労働関係に関する法律第五条第七項」に改め、「又は地方公務員法第五十三条第六項」を削り、「登録の」を「認証の」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第三条第一項の規定による申出により法人となつた地方公務員職員団体にあつては、地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し第三十九条中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に、「登録機関」を「第三条第一項各号に定める機関」に改める。

第四十五条（見出しを含む。）、第四十六条第一項、第四十七条第一項第四号並びに第五十四条第一項及び第二項第二号中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

第三章第二節の節名中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

第五十九条第一項中「国家公務員法第百八条の三」を「国家公務員の労働関係に関する法律第五条」に改め、「含む。」の下に「の規定により認証されたとき、」を加え、「その登録」を「その認証又は登録」に、「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改め、同条第二項中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に、「国家公務員法第百八条の三」を「国家公務員の労働関係に関する法律第五条」に改め、「含む。」の下に「の規定による認証」を加え、同条第三項及び第四項中「法人である登録職員団体」を「法人である登録職員団体等」に改める。

（国家公務員倫理法の一部改正）

第二十四条 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「人事院の指定する」を「人事公正委員会規則で定める」に、「第八十一条の五第一項」を「第八十条第一項」に改める。

第五条第二項中「内閣」を「内閣総理大臣」に、「に際しては」を「の立案をしようとするときは」に改め、同条第三項中「、人事院総裁」を削る。

第十条中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第十一条第一号中「改廃」の下に「の立案」を加え、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二号中「懲戒処分の基準の作成及び変更に関する」とを「国家公務員法第八十二条第三項の指針の策定又は変更に関して、内閣総理大臣に意見を申し出ること」に改め、同条第七号中「第五十五条第一

項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第八号中「第十七条の二」を「第一百四十五条第二項」に改め、同条第十号中「第八十四条の二」を「第八十五条」に改める。

第十四条第一項中「次項に規定する委員以外の」を削り、「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に規定する委員以外の」を削り、「内閣は、第一項」を「内閣総理大臣は、前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改め、「第二項に規定する委員以外の」を削り、同項を同条第三項とする。

第十五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十六条中「(第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。)」を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十七条及び第十八条第三項中「内閣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(懲戒処分 of 指針の策定又は変更に関する意見の申出)

第二十一条の二 内閣総理大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合に係る国家公務員法第八十二条第三項の指針(次項において単に「指針」という。)の策定又は変更に際しては、あらかじめ、審査会にその内容を通知するものとする。

2 審査会は、職員の職務に係る倫理の保持を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、指針の策定又は変更に関し意見を申し出るることができる。

第三十三条中「第八十五条」を「第八十六条」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第三十四条中「第百条第四項」を「第百二条第四項」に、「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第三十六条の見出し中「人事院規則制定」を「人事公正委員会規則制定」に改め、同条中「人事院に」を「人事公正委員会に」に、「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改める。

第三十七条(見出しを含む。)中「人事院」を「人事公正委員会」に改める。

第三十八条の見出し中「人事院規則」を「政令及び人事公正委員会規則」に改め、同条中「人事院規則」を「政令(第二十一条の二第二項及び第二十条から前条までの規定の施行に関し必要な事項については、人事公正委員会規則)」に改める。

第三十九条第一項中「内閣」を「及び内閣」に改め、「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

第四十一条第一項中「人事院規則」を「人事公正委員会規則」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第四号の職員に対する同法第三十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第八十四条第二項、第八十五条、第八十七条」とあるのは「第八十七條」と、「第百二条第四項」とあるのは「第百二条第四項(第百四十五条第二項の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。)」と、「行われるもの」とあるのは「行われるもの及び職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるもの」と、「第百四十五条第二項、第百四十六条、第百四十七条、第百六十二条」とあるのは「第百四十六条、第百四十七条、第百六十三条」とする。

第四十二条第一項中「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号」を「公務員庁設置法(平成二十三年法律第 号)第四条第二

項第十二号」に改める。

第四十四条第一項中「及び第十八条第三項」を「、第十八条第三項及び第二十一条の二第一項」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第二十八条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七十三条」を「第六十七条」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項及び第四項中「人事院規則」を「政令」に改める。
第三条第一項第二号中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第三項第一号中「第七十九条の」を「第七十四条の」に、「第一条の二」を「第一条の二第二項及び第三項」に、「第七十九条第一号」を「第七十四条第一号」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同項第二号中「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改め、同項第三号中「国家公務員法第八十二条の六第一項ただし書」を「国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十三年法律第 号)第七條第一項ただし書」に、「職員団体」を「労働組合」に改める。

第四条第一号中「第七十八号第二号」を「第七十三号第二号」に改め、同条第二号中「第八十一条の二第一項」を「第七十七条第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第七十八号第一項」に改め、同条第四号中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第五号中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第六号中「人事院規則」を「政令」に改める。

第五条及び第六条(見出しを含む。)中「人事院規則」を「政令」に改める。

第七条中「第七十三条」を「第六十七条」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

第八条中「人事院規則」を「政令」に、「第七十三条」を「第六十七条」に改める。

第十条中「第二条第三項第十三号」を「第二条第三項第十八号」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条の表第二条第二項の項中「第七十三条」を「第六十七条」に改め、同表第三条第三項第一号の項中「第七十九条の」を「第七十四条の」に、「第七十九号第一号」を「第七十四条第一号」に改め、同表第三条第三項第二号の項中「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改め、同表第三条第三項第三号の項中欄中「国家公務員法第八十二条の六第一項ただし書」を「国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十三年法律第 号)第七條第一項ただし書」に改め、同項下欄中「国家公務員法第八十二条の六第一項ただし書」を「国家公務員の労働関係に関する法律第七條第一項ただし書」に改め、同表第四条第一号の項中「第一条の二」を「第一条の二第二項及び第三項」に、「第七十八号第二号」を「第七十三号第二号」に改め、同表第四条第二号の項中「第八十一条の二第一項」を「第七十七条第一項」に改める。

第十一条中「第二条第三項第十六号」を「第二条第三項第二十一号」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条の表第二条第二項の項中「第七十三条」を「第六十七条」に改め、同表第三条第三項第一号の項中「第七十九条の」を「第七十四条の」に、「第七十九号第一号」を「第七十四条第一号」に改め、同表第三条第三項第二号の項中「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改め、同表第四条第一号の項中「第七十八号第二号」を「第七十三号第二号」に改め、同表第四条第二号の項中「第八十一条の二第一項」を「第七十七条第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第七十八号第一項」に改め、同表第四条第五号の項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第四十六条第二項」を「第四十一条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の

各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第三条中内閣法第十二条の改正規定、第五条のうち特定独立行政法人等の労働関係に関する法律目次の改正規定及び同法第三十七条を同法第三十八条とし、同法第三十六条を同法第三十七条とし、同法第七章中同条の前に一条を加える改正規定、第十一条の規定、第十三条中外務公務員法第八条の改正規定、第十五条の規定並びに第三十条中国公務員制度改革基本法第五条第四項の改正規定及び同法第十一条の改正規定並びに次条から附則第四条まで、附則第十条、第十二条第一項及び第二項、第十五条第一項、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十四条第三項、第四項、第六項及び第七項、第二十五条第三項から第五項まで、第三十条並びに第三十一条第一項の規定 公布の日

二 (略)

第十三条 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第八条第六項の規定によりなお従前の例によるものとされた国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第二項に規定する職員に対する新国家公務員法第二章第二節の規定の適用については、なお従前の例による。

（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 旧国家公務員法第百八条の六第一項ただし書の規定により登録された職員団体の業務に専ら従事した期間は、第五条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第七条の規定の適用については、国家公務員の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により認証された労働組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

（労働組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 中央労働委員会の委員の定数のうち第六条の規定による労働組合法第十九条の三第一項の規定の改正に伴い増加した数を充当するために新たに行われる委員の任命のために必要な行為は、第六条の規定による改正後の労働組合法第十九条の三第二項の規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。この場合において、労働組合法第十九条第一項に規定する労働者委員の推薦は、旧国家公務員法第百八条の三（第十二条の規定による改正前の裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により登録された職員団体又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員若しくは国有林野事業（同条第二号に規定する国有林野事業をいう。）を行う国の経営する企業と同条第四号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合が行うものとする。

2 (略)

○ 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第四項に規定する職員をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 国家公務員法第百条第二項に規定する職員
- ロ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規

定する局長の職にある職員その他の重要な行政上の決定を行う職員として中央労働委員会（以下「委員会」という。）が認定して告示するもの
ハ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号に規定する職員

二 労働組合 職員が主体となつて自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体（前号ロに掲げる者が加入するもの又は第四条第一項ただし書に規定する管理職員等と当該管理職員等以外の職員とが組織するものを除く。）又はその連合体をいう。

（労働組合の結成等）

第四条 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は労働組合との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他労働組合との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員（以下この条において「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の労働組合を組織することができない。

2・3 （略）

（労働組合の認証）

第五条 労働組合は、中央労働委員会規則で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び中央労働委員会規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて委員会に認証を申請することができる。

2・14 （略）

（労働組合のための職員の行為の制限）

第七条 職員は、労働組合の業務に専ら従事することができない。ただし、政令で定めるところにより、所轄庁の長の許可を受けて、認証された労働組合（第五条第五項の規定による認証をされていない連合体である労働組合であつて、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。以下この条において同じ。）の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により認証された労働組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第七条第一項ただし書の規定により組合の役員として組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。

4・5 （略）

（合議体による審査）

第二十条 委員会は、国家公務員担当公益委員をもつて構成する合議体に、不当労働行為事件の審査を行わせ、当該合議体のした処分をもつて委員会の処分とすることができる。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分することが適当でないと認められる場合は、公益委員の全員をもつて構成する合議体に、当該事件の審査を行わせる。

2 委員会は、前項の規定による審査について、第二十二條第一項並びに第二十五條において準用する労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二

十七条の四第一項、第二十七条の七第一項（当事者若しくは証人に陳述させ、又は提出された物件を留め置く部分を除く。）及び第二十七条の十第四項の規定による処分並びに第二十九条の申立てを除き、一人又は数人の公益委員にその手続の一部を行わせることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、国家公務員担当使用者委員（労働組合法第十九条の三第二項の規定により、各省各庁の長、最高裁判所、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）又は国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項において同じ。）を行う国の経営する企業の推薦に基づき任命された七人の使用者委員をいう。以下同じ。）及び国家公務員担当労働者委員（労働組合法第十九条の三第二項の規定により、認証された労働組合、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する第五条第七項に規定する認証された労働組合又は特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員若しくは国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員が結成し、若しくは加入する労働組合法第二条に規定する労働組合の推薦に基づき任命された七人の労働者委員をいう。以下同じ。）は、それぞれ前条第二項の規定により調査（公益委員の求めがあつた場合に限る。）及び審問を行う手続並びに第二十四条第一項の規定により和解を勧める手続に参加し、又は第二十二條第二項及び第二十五条において準用する労働組合法第二十七条の七第四項の規定による行為をすることができる。

4 （略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年国家公務員法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条（第五条第五項から第八項まで及び第十一項から第十四項までに係る部分を除く。）並びに次条、附則第六条（第二十条第一項及び第四十条第二項に係る部分を除く。）及び第十条の規定 平成二十三年国家公務員法改正法の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条第一号ロ、第四条第二項及び第三項並びに第六条（第五条第五項及び第六項に係る部分に限る。）並びに附則第五条の規定 平成二十三年国家公務員法改正法の公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）

（労働関係調整法の一部改正）

第三条 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十五条に規定する特定独立行政法人等担当使用者委員（次条において「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員（次条において「国家公務員担当使用者委員」に、「同法第二十五条に規定する特定独立行政法人等担当労働者委員（次条において「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「同項に規定する国家公務員担当労働者委員（次条において「国家公務員担当労働者委員」に改める。）

第八条の三中「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「国家公務員担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当労働者委員」に、「十人」を「十一人」に改める。

（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正）

第三十一条 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「第八十一条の第二項」を「第七十七条第一項」に、「第八十一条の第三第二項」を「第七十八条第二項」に、「第三十二条第一項」に、「人事院規則」を「政令」に、「人事院の」を「内閣総理大臣の」に改める。

第七条第一項第一号中「第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）」、第六十二条から第七十条まで、第七十五条第二項及び第六六条を「第五十条から第六十二条まで、第七十条第二項及び第六百二十八条」に改め、同条第二項中「第八十条第四項」を「第五十三条第五項及び第七十五条第三項」に、「同項の」を「同法第五十六条第一項に規定する」に改め、同条第三項中「とし、同条第二項中「人事院規則」を」と、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第三条第一項」とあるのは「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条第一項」と、同条第三項中「政令」に改め、同条第四項中「人事院規則」を「政令」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第五十条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項、第五項ただし書、第六項から第八項まで、第十一項から第十三項まで及び第十六項から第十九項までの規定中「第八十一条の第五項」を「第八十条第一項」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第五十九条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）」を「、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）及び国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七十条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十九条中「関する第十二条」を「関する国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第二条」に、「第八十四条の二」を「第八十四条第二項」に改める。

附則第七十条第五項中「新法第十一条第二号」を「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第二十四条の規定による改正後の国家公務員倫理法第十一条第二号」に改め、「及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「新特労法」という。）第二条第四号の職員のうち旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用」を削り、「これらの規定」を「当該規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第五十九条の規定 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
三 (略)

○ 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（抄）
附 則

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 次項に定めるものを除き、第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法（同項において「新交付金法」という。）の規定は、平成二十五年以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この項において「交付金」という。）について適用し、平成二十四年度分までの交付金については、なお従前の例による。

2 附則第九条第一項の場合における新交付金法附則第十五項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

(森林管理局)

第三十三条 林野庁に、地方支分部局として、森林管理局を置く。

2 森林管理局は、林野庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 管理経営計画の樹立その他の国有林野の管理経営を行うこと。

二 民有林野の造林及び森林の経営の指導並びに森林治水事業の実施に関すること。

三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関すること。

3 森林管理局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

森林管理局の職員の服制は、農林水産省令で定める。